

令和3年9月30日

保護者各位

嘉手納町長 當山 宏  
(公印省略)

## 町立保育所・認可保育所・公立学童クラブ等における今後の対応について

日頃より本町の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の登園自粛要請にご協力をいただき、保護者並びに関係者の皆様へ感謝申し上げます。

令和3年9月28日に政府対策本部にて緊急事態宣言を終了することが決定され、沖縄県においても、9月30日をもって緊急事態措置を終了することとなりました。これを受けて、町立保育所及び認可保育所等の対応につきまして、下記のとおり「登園自粛要請」から「通常保育」へ切り替え、保育の提供を行います。しかし、緊急事態宣言解除後も感染のリスクはありますので、下記の「感染対策等について」にご留意いただくとともにご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 登園自粛要請期間終了日

9月30日(木) ※10月1日(金)からは通常保育となります。

#### 2 保育料・副食費について

※10月1日(金)からは、家庭保育協力をいただいても保育料の日割り措置はございません。(新型コロナウイルス感染者の発生等による臨時休園の場合を除きます。)

#### 3 感染対策等について

- (1) 保護者の皆様は送迎時にマスクの着用、検温、アルコール消毒など、施設が実施する感染防止対策へのご協力をお願いいたします。
- (2) お子さまやご家族に発熱や風邪症状など新型コロナウイルス感染症の感染がうたがわれる場合は登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
- (3) お子さまやお子さまと同居しているご家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかにご利用の保育所等に連絡をお願いいたします。陰性・陽性のいずれの場合にも速やかに結果のご連絡をお願いいたします。
- (4) 同居のご家族の感染が確定した場合には、お子様自身が濃厚接触者として指定されたか否かにかかわらず、感染症罹患者と接触してから14日間程度の登園自粛のご協力をお願いいたします。
- (5) 三密防止対策として保護者の皆様の保育施設内への出入りを当面の間制限いたします。送迎の際の滞在は、できるだけ短く速やかに行ってください。
- (6) 園内行事等は、しばらくの間、感染拡大防止の為に中止、または工夫して開催いたします。運動会やおゆうぎ会等の行事については、適宜判断し保育所等の実施方針をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※ 上記対応は、国や県等の方針により、随時変更・更新しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】 嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL : 956-1111 (内線 123)